

令和4年7月26日 佐藤

～ 災害時における対応をさらに円滑に進めていきます ～

## 区と佐川急便株式会社が災害時の物資 配送等での協力についての協定を締結

墨田区と佐川急便株式会社（本社：京都市南区、代表取締役社長：本村 正秀氏）は、地震や風水害等による災害に備えるべく、災害時において、「支援物資の受入れ拠点となる倉庫の提供」や「物資受入れに伴う作業員及び資機材の提供」など、佐川急便株式会社の経験やノウハウを活用して、官民一体となって災害に対応するための協定を締結し、昨日、墨田区役所にて締結式を行いました。

この協定では、災害時に食糧や生活必需品といった支援物資を輸送する際、物資が避難者に届くまで時間が掛かり、必要な時に必要なものを届けることが難しいという課題から、「災害時に早く漏れなく必要となる物資を避難者に届けること」を目的として締結するものです。

今回の協定締結について、山本区長は、「物流の強固なネットワークを構築されている佐川急便株式会社とこのような形で協定を結ばせていただき、本当にありがたい。お互いにとってプラスになるよう、連携を強めていきたい」と話しました。

区は、協力機関等と災害時に備えて連携強化をはかり、防災力向上につなげるため、今後も協力体制の確立に努めていきます。

### 《本事業の概要》

協定名称：災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

協定期間：令和4年7月25日から令和5年7月24日まで（以降、1年ごとに自動更新）

協定内容：災害時において、被災者等の生活安定を図ることを目的に食料・生活必需品等の支援物資の受入及び避難所への配送等の協力

### 《写真》協定締結式の様子（左から、佐川急便株式会社 関東支店 広瀬 禎幸 支店長、墨田区 山本 亨 区長）



### 《問合せ》 防災課 03-5608-6206

お問い合わせは午後5時までをお願いします。（広報広聴担当 03-5608-6220）